

○松本市自転車駐車場条例

昭和 62 年 9 月 26 日
条例第 42 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車等の秩序ある適正な駐車と安全管理を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 の規定に基づき、松本市自転車駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において自転車等とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。

(名称及び位置)

第 3 条 駐車場の名称及び位置は、別表第 1のとおりとする。

(使用時間)

第 4 条 駐車場の使用時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(開場時間)

第 5 条 駐車場の開場時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。ただし、松本市松本駅アルプス口自転車駐車場(以下「アルプス口駐車場」という。)及び松本市松本駅北自転車駐車場(以下「駅北駐車場」という。)の開場時間は、午前 6 時から午後 11 時までとし、開場時間以外は原則として自転車等の入場、退場はできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、開場時間を変更することができる。

(駐車対象車)

第 6 条 駐車場に駐車できるものは、第 2 条に規定する自転車等とする。

(使用の許可等)

第 7 条 駐車場のうち松本市松本駅お城口広場自転車駐車場(以下「お城口広場駐車場」という。)、アルプス口駐車場及び駅北駐車場(以下「有料駐車場」と総称する。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 使用の許可については、駐車券の交付等により使用許可があったものとみなす。

3 市長は、第 1 項の許可に条件を付することができる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項の許可をしないものとする。

(1) 有料駐車場の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、有料駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(使用料の額及び徴収方法)

第 8 条 有料駐車場の使用料は、別表第 2に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

2 使用料の徴収方法は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 定期使用 使用者が定期駐車券の交付を受けるとき。

(2) 一時使用 使用者が自転車等を退場させるとき。

(3) 回数駐車券 使用者が回数駐車券を購入するとき。

(使用料の還付)

第 9 条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消等)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、使用を制限し、又は使用位置を変更させることができる。

(1) この条例又は使用許可の条件に違反したとき。

(2) 不正の手段により使用許可を受けたとき。

(3) 前 2 号に掲げるものを除くほか、市長が特に適当でないと認めるとき。

(違反自転車等に対する措置)

第 11 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定に違反する自転車等及び一定期間使用されていないと思われる自転車等(以下「違反自転車等」という。)を別に定める場所へ移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により違反自転車等を移動し、保管したときは、移動及び保管に要した費用を当該違反自転車等の所有者から徴収することができる。

3 市長は、第 1 項の規定により移動し、保管した違反自転車等で所有者の確認ができるものについては、当該所有者に対し速やかに引き取るよう通知しなければならない。

4 市長は、前項の措置を講じた後、なお所有者の現れない違反自転車等及び所有者不明の違反自転車等の措置については、松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例(昭和 56 年条例第 56 号)の放置自転車等の例による。

(損害賠償)

第 12 条 使用者は、駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。この条例又は許可条件に違反したため生じた損害についても同様とする。

2 使用者が第三者に損害を及ぼしたときは、使用者はその責を負わなければならない。

3 市長は、天災、地変その他市長の責に帰さない理由によって使用者に生じた損害については、賠償の責を負わない。

(指定管理者による管理)

第 13 条 駐車場の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にこれを行わせることができる。

2 指定管理者は、松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 15 年条例第 46 号)第 3 条第 1 項各号のいずれにも該当し、かつ、駐車場の運営を行う能力及び実績を有するものとする。

3 第 4 条又は第 5 条の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、駐車場の一部若しくは全部の使用を休止し、又は開場時間を変更することができる。

4 指定管理者は、前項の規定により駐車場の使用を休止するとき又は開場時間を変更したときは、休止する旨又は変更後の開場時間を駐車場において公衆の見やすいように掲示しなければならない。

5 第 1 項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合における第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 10 条及び第 12 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 14 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 駐車場の使用の許可に関する業務

(2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 7 月 2 日条例第 17 号)

この条例は、昭和 63 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 18 日条例第 27 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 9 月 25 日条例第 38 号)

この条例は、平成 4 年 10 月 14 日から施行する。

附 則(平成 5 年 12 月 22 日条例第 65 号)

この条例は、平成 6 年 2 月 28 日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 26 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 14 日条例第 31 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の松本市市民会館条例の規定、第 2 条の規定による改正後の松本市駅前会館条例の規定、第 3 条の規定による改正後の松本市社会文化会館条例の規定、第 4 条の規定による改正後の松本市本郷婦人会館条例の規定、第 6 条の規定による改正後の松本市多目的研修センター条例の規定、第 7 条の規定による改正後の松本市農村広場条例の規定、第 9 条の規定による改正後の松本市農村環境改善センター条例の規定、第 10 条の規定による改正後の松本市林業センター条例の規定、第 11 条の規定による改正後の松本市大久保工場公園団地管理会館条例の規定、第 13 条の規定による改正後の松本勤労者体育センター条例の規定、第 14 条の規定による改正後の松本市勤労会館条例の規定、第 16 条の規定による改正後の松本市美ヶ原温泉テニスコート条例の規定、第 21 条の規定による改正後の松本市公設地方卸売市場条例の規定、第 22 条の規定による改正後の松本市自転車駐車場条例の規定、第 23 条の規定による改正後の松本市松本駅西駐車場条例の規定、第 24 条の規定による改正後の松本市下町会館条例の規定、第 25 条の規定による改正後の松本市中町蔵の会館条例の規定、第 28 条の規定による改正後の松本市西部運動広場条例の規定、第 30 条の規定による改正後の松本市立小学校、中学校条例の規定、第 31 条の規定による改正後の松本市あがたの森文化会館条例の規定、第 33 条の規定による改正後の松本市音楽文化ホール条例の規定、第 34 条の規定による改正後の池上百竹亭条例の規定及び第 39 条の規定による改正後の松本市営駐車場条例(以下「改正後の市営駐車場条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する使用料から適用し、施行日前に徴収する使用料については、なお、従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月 16 日条例第 26 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 15 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 14 日条例第 18 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 4 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松本市自転車駐車場条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係るものから適用し、施行日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日条例第 146 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 22 日条例第 186 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 14 日条例第 20 号)

この条例は、平成 19 年 3 月 17 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 21 日条例第 36 号)抄

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、別に規則で定める。

(平成 19 年規則第 37 号で平成 19 年 8 月 1 日から施行)

附 則(平成 20 年 9 月 29 日条例第 56 号)

この条例中第 1 条の規定は平成 21 年 2 月 20 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 23 日条例第 21 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松本市駅前広場条例の一部改正)

2 松本市駅前広場条例(昭和 54 年条例第 35 号)の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項の表松本市北松本駅前広場の項中「松本市白板 1 丁目 57 番 1」を「松本市城西 1 丁目 57 番 1」に改める。

附 則(平成 22 年 6 月 24 日条例第 102 号)

この条例は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 14 日条例第 89 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料で施行日以後に徴収するものから適用し、施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に徴収するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 18 日条例第 84 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 の改正規定(「別表 2」を「別表第 2」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料で施行日以後に徴収するものから適用し、施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に徴収するものについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年 12 月 20 日条例第 23 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 7 月 27 日条例第 42 号)

この条例は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 25 日条例第 68 号)

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(令和 3 年規則第 111 号で令和 3 年 8 月 1 日から施行)

別表第 1(第 3 条関係)

名称	位置
松本市松本駅お城口広場自転車駐車場	松本市深志 1 丁目 785 番
松本市松本駅アルプス口自転車駐車場	松本市深志 1 丁目 1 番 45 号
松本市松本駅北自転車駐車場	松本市中央 1 丁目 1 番 1 号
松本市中条自転車駐車場	松本市本庄 1 丁目 1,089 番
松本市南松本駅自転車駐車場	松本市双葉 506 番 17
松本市村井駅自転車駐車場	松本市村井町南 1 丁目 36 番 14 号
松本市島内駅自転車駐車場	松本市大字島内 4,594 番 2
松本市島高松駅自転車駐車場	松本市大字島内 2,069 番 1
松本市北松本駅前広場自転車駐車場	松本市城西 1 丁目 57 番 1
松本市平田駅前広場自転車駐車場	松本市平田東 2 丁目 1510 番 3

別表第 2(第 8 条関係)

区分		金額		
		自転車		原動機付自転車
		一般	高校生以下	
定期使用	1 カ月	円 1,570	円 1,040	円 2,610
	3 カ月	4,230	2,800	7,040
	6 カ月	7,530	4,990	12,520
	1 年	13,180	8,730	21,920
一時使用	1 回	100(入場から 30 分まで無料)		150(入場から 30 分まで無料)
回数駐車券(11 回分)		1,000		1,500

備考

- 1 高校生とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する高等学校及び高等専門学校に在学する者(高等学校予備校生を含む。)をいう。
- 2 一時使用とは、24 時間を単位として入場 1 回当たりの使用をいう。
- 3 お城口広場駐車場においては、定期使用はできないものとする。
- 4 駅北駐車場においては、一時使用及び回数駐車券の使用はできないものとする。